AI 時代の教育デジタル基盤の
国家戦略に向けて

―「5 団体提言 2026」―

2026.10.27

教育 DX 5 団体連携協議会

一般社団法人 ICT CONNECT 21（ICON）

一般社団法人 日本オンライン教育産業協会（JOTEA）

一般社団法人 日本教育情報化振興会（JAPET&CEC）

一般社団法人 日本 1EdTech 協会

一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）

提言のポイント（骨子）

1 人 1 台端末の整備効果を教育の質の向上につなげるため、次の段階で重要となるのは、データ・ID・AI に関わる環境整備である。本提言は、政府・関係省庁が進める取組を踏まえ、その実装を加速する観点から、次の 3 つの柱と横断的取組を提言する。

- **柱① 学習者 ID：**アプリケーションごとに存在する ID を前提に、転校・進学やシステム間連携において、児童生徒を安全かつ正確に識別・照合できるよう、ID の共通ルールと標準を整備する。

- **柱② 教育データ標準とポータビリティ：**教育データの語彙・コード・定義を共通化し、国のシステムや公共調達で標準を実装することで、組織間の連携、本人へのデータ還元、システム更改時のデータ移行を可能にする。

- **柱③ 教育用 AI の共通基盤と人材：**教育的妥当性、安全性、公平性及びプライバシーを確保した上で、多様な AI、コンテンツ及びツールを活用できるよう、次期デジタル学習基盤の全体アーキテクチャ、トラスト要件、AI 関連データの取扱い及び現場支援・人材育成を一体的に整備する。

はじめに

教育 DX 5 団体連携協議会は、教育の情報化に関わる 5 団体の知見と関係者との議論を踏まえ、AI 時代の教育デジタル基盤について、今後具体化すべき事項を本提言として取りまとめた。

政府・関係省庁においては、GIGA スクール構想の第 2 期、教育 DX ロードマップ、生成 AI の活用環境整備、認証・データ連携基盤の実証等が進められている。本提言は、これらの取組の成果を基盤として、制度、標準、調達及び運用の相互の連携を図る観点から、今後さらに具体化することが望まれる事項を示すものである。

教育データの信頼性、プライバシー、相互運用性及び AI 利用の透明性を確保し、デジタル学習基盤を、すべての児童生徒の学びの継続性と教育機会の公平性を支える公共的基盤として、教育政策及びデータガバナンスの観点から整備する必要がある。その具体化に当たっては、関係省庁、自治体、教育現場、研究者及び事業者がそれぞれの役割と知見を生かして連携・協働し、5 団体もその一員として継続的に協力することが重要である。この認識に基づき、次の段階で特に重要となる 3 つの柱と、実装を支える横断的取組を提言する。

これらの取組を通じて、児童生徒が居住地域、学校規模、家庭環境等に左右されず、安全で質の高い教育を継続して受けられる環境を確保するとともに、教職員の負担軽減、教育データの適切な保護・活用及び持続可能な教育行政の実現を目指すものである。

1. 基本認識：日本の現状と課題

■ 我が国において解決すべき課題

- 教育分野では、システム実装を民間事業者、運用を地方自治体が担う構造の下、標準化と相互運用性の確保に向けた取組が進められている一方、なお対応すべき課題が残されている。校務支援システム、学習 e ポータル、MEXCBT、OS、学校保健等のアプリケーションやサービスごとに、その目的に応じた ID・識別子が用いられており、転校・進学やシステム更改時に、組織・システムを越えて本人を識別し、既存 ID を安全かつ正確に対応付ける仕組みと運用が確立していない。氏名の文字表記についても、システム間の差に起因する実務上の課題がある。
- 児童生徒と AI の対話ログは、学習状況の把握に用い得る一方、その保存の要否、利用目的、保存期間、アクセス権限等に関する共通の考え方について、今後さらに整理を深める必要がある。外部サービスを利用する場合を含め、学習データの保存先と取扱条件を明確にする必要がある。
- AI エージェントが教育データや学習文脈を適切に活用できるよう、我が国として必要な標準、運用ルール及び検証環境を整備する必要がある。また、我が国の教育制度及び学校実務に適合する国際標準の形成に関与するため、日本の教育機関、自治体及び事業者が標準の形成段階から継続的に議論へ参画し、我が国の要望・要件を国際標準に反映できるよう、国として支援する必要がある。
- AI の急速な技術進展を教育現場へ適切に反映するため、ガイドラインや実証事業の成果を継続的かつ機動的に見直すことのできる運用の仕組みが重要となる。

以上の課題への対応は、我が国の教育制度、学校実務、自治体運用及び技術的・運用的な実現可能

性に即して検討する必要がある。その参考となる海外の取組を別紙 1 に整理した。

2. 提言（3 つの柱）

本提言は、次の 3 つの柱で構成する。相互運用性の適合性評価、国際標準活動への参画及び人材育成・支援体制の充実についても、関係する柱及びむすびに位置付ける。

柱	要旨
柱①	学習者 ID ― 既存 ID を前提に、組織・システムを越えた識別・照合の共通ルールと標準を整備する
柱②	教育データ標準とポータビリティ ― データの意味を揃え、調達・実装・運用を通じて標準を実効化する
柱③	教育用 AI の共通基盤と人材 ― 多様な AI を安全に活用できる全体アーキテクチャと運用体制を整える

柱① 学習者 ID ― 既存 ID を前提に、組織・システムを越えた識別・照合の共通ルールと標準を整備する

教育現場では、アプリケーションやサービスごとに、その目的に応じた ID・識別子が用いられている。転校・進学、自治体を越える連携及びシステム更改等において同一人物のデータを安全かつ正確に対応付けるため、単一の番号を一律に付与することではなく、既存 ID を前提として、識別・照合・連携及びライフサイクル管理に必要な共通ルールと技術要件を教育分野の ID 標準として整備する必要がある。

なお、氏名等表記（文字セット）は、学習者 ID の方式とは区別し、教育データ連携を支える関連課題として整理する必要がある。制度上の前提及び検討事項は別紙 2 に示す。これを踏まえ、行政記録上必要な氏名情報を保持しつつ、学校、GIGA 端末、Web サービス等で安定して表示・入力・連携できるよう、用途別の表記、変換・確認手順、責任分担及び移行方法を明確にするとともに、識別子及び既存 ID 間の対応関係を用いて各システムの氏名情報を適切に対応付ける仕組みを、関係省庁が連携して具体化する必要がある。

- **ID 標準化方針の策定：**教育分野における ID の目的を、単一の番号を付与することではなく、既存 ID を前提として、組織・システムを越えて児童生徒を安全かつ正確に識別・照合するための共通ルールを整備することと位置付けること。対象範囲、基本原則、関係主体の役割及び標準化の工程を、関係省庁が連携し、関係者との協議を通じて明確にすること。
- **専門家を交えた検討体制の設置：**既存の検討体制との連携も図りつつ、ID・認証の専門家、関係省庁、自治体及び事業者が参加する検討の場を設け、ID 標準化に必要な要件整理、実証、方針決定及び移行管理を一貫して行うこと。
- **既存 ID と利用場面の整理：**学校、自治体及び各種アプリケーションで用いられている ID・識別子について、発行主体、利用目的、有効期間、更新・失効、本人との対応付け及び管理責任を整理すること。併せて、転校・進学、自治体を越える連携及びシステム更改等、組織・システムを越えた識別・照合が必要となる利用場面と要件を明確にすること。

- **実現方式の比較検証：**整理した要件に基づき、マイナンバーカードによる公的個人認証、教育用共通 ID、既存 ID を結び付ける ID 連携、VC・DID 等の技術について、制度面、技術面、運用面及びプライバシー面から比較・検証すること。これらは機能や適用範囲が異なり、相互に排他的な選択肢とは限らないため、「本人確認・認証の手段」と「データを名寄せするための識別子」を切り分け、必要に応じた組合せも含めて検討すること。なお、マイナンバーカードによる本人確認・認証と、マイナンバーそのものを識別子として利用することは明確に区別すること。
- **標準仕様と移行工程の策定：**検討結果に基づき、既存 ID 間の対応関係、照合方法、連携インターフェース、ライフサイクル管理及び責任分担を標準仕様として定めること。ID 方式の結論を待たずに整備できるデータ標準と相互運用性は先行して進め、実証、移行期間及び既存システムへの適用手順を含む工程を示すこと。

柱② 教育データ標準とポータビリティ ― データの意味を揃え、調達・実装・運用を通じて標準を実効化する

教育データのポータビリティを実現するには、利用場面と要件を明確にした上で、語彙、コード、定義、データモデル及び連携仕様を整備し、実際のシステムで検証する必要がある。さらに、国の事業、公共調達、適合性評価及び継続的な維持管理を通じ、標準を策定文書にとどめず、実装・運用される仕組みとして定着させる必要がある。

- **データ流通場面と要件の明確化：**教育データの流通について、具体的な利用場面ごとに、必要なデータ、連携範囲、責任主体及び実施工程を整理し、実装・検証を進めること。利用場面の整理に当たっては、例えば、①組織間の連携（転校・進学や高校入学手続の DX に伴う学校間連携、行政調査等に伴う学校と行政の間の連携）、②学校から個人へのデータ還元、③システム更改時の円滑なデータ移行（教育サービスの継続性及び利用者の選択可能性の確保）といった観点が考えられる。高校入学手続の DX 等、具体的なユースケースから検証を進めること。
- **教育データ標準と共通参照データの整備：**欠席区分、教科・科目コード、観点別評価等の語彙、コード、定義及びデータモデルを、我が国の教育制度と学校実務に即して整備すること。併せて、AI を含む多様なシステムが共通に参照できるよう、学習指導要領の構造化を進め、教科書の単元・ページ等との対応関係を含む共通参照データを公的に整備すること。関連する海外の運用例は別紙 1 に示す。
- **教育分野内外のデータ連携仕様の整備：**教育分野内のシステム間連携について、自治体基幹業務システムの「データ要件・連携要件標準仕様」に相当する標準仕様を整備すること。その上で、利用目的と必要性が明確なものから、自治体を越える連携や医療・福祉等との分野間連携に段階的に拡張すること。
- **国のシステム・事業による先行実装と検証：**国のシステム・事業においても、適用可能な領域から標準を実装し、具体的なデータ流通を通じて有効性と課題を検証すること。MEXCBT が対応する標準規格（xAPI）等を用いた自治体へのデータ還元、デジタル教科書ビューアの標準対応、学校基本調査等のデータ収集の効率化等を実装対象として検討し、成果を自治体・学校への展開につなげること。
- **調達・適合性評価・維持管理による標準の定着：**標準への準拠を自治体・学校の ICT 調達要件に適切に位置付け、児童生徒の学びの継続性、教育データの安全性及びシステム選択の自由度を

確保できる調達条件を整備すること。相互運用標準モデルへの準拠状況を客観的に確認するため、中立的な適合性評価の仕組みの整備を進めること。利用者、自治体、教育関係者、専門家及び事業者等が参加する維持管理体制を設け、改訂に当たっては、教育現場の安定運用、自治体の調達・移行計画及び技術的な実現可能性を総合的に考慮し、改訂頻度と時期を計画的に管理するとともに、十分な周知期間及び移行期間を設けること。

柱③ 教育用 AI の共通基盤と人材 ― 多様な AI を安全に活用できる全体アーキテクチャと運用体制を整える

教育分野で AI を活用するには、教育的妥当性、安全性、公平性及びプライバシーを確保した上で、多様な AI、コンテンツ及びツールを、我が国の教育制度と学校実務に適合した形で活用できる環境を整える必要がある。そのため、次期デジタル学習基盤の全体アーキテクチャにおいて、共通機能、トラスト要件及び AI に関わるデータの取扱いを一体的に設計し、既存施策、現場支援及び人材育成につなげる必要がある。

この観点から、次の事項を関係者の協力の下で一体的に進めることを提言する。

- **全体アーキテクチャとトラスト要件の設計：**我が国の教育制度、学校実務及び既存のシステム環境を踏まえ、多様な AI、コンテンツ及びツールを接続し、必要な学習データを適切な権限管理の下で連携・利用できるよう、次期デジタル学習基盤の全体アーキテクチャを示すこと。その中で、特定の製品又は提供主体に過度に依存せず、教育委員会・学校が安全で質の高いサービスを継続的に選択・利用できる構成、共通して備えるべき機能、システム間インターフェース、責任分界、運営主体及び更新方法を明確にするとともに、AI の利用状況や関与の程度に関する表示・情報開示、データプライバシー及び安全性等のトラスト要件（教職員が利用する端末のセキュリティや安全なアクセス環境の基準を含む）を定め、学校の ICT 調達に反映すること。また、関連する国際的な検討に日本の教育機関、自治体及び事業者が形成段階から参画し、我が国の要望・要件を将来の標準や枠組みに反映できるよう、国として支援すること。関連する海外の運用例は別紙 1 に示す。
- **AI に関わるデータの取扱い：**上記の全体アーキテクチャ及びトラスト要件に基づき、児童生徒と AI の対話ログを含む AI 利用時のデータについて、保存の必要性と目的、データ最小化、保存先、保存期間、アクセス権限、第三者提供及び学習評価への利用可否を整理すること。その上で、外部サービスの利用を含む取扱条件を明確にし、安全に連携・利用できる仕組みを検討すること。
- **既存施策の一体的な実装：**文部科学省が「AI for Education」で示したインフラ、学習・評価データ、分野特化 AI 及びリスク対応の各施策を、今後検討される全体アーキテクチャとの整合を図りつつ、共通機能、基盤データ、トラスト要件及び AI に関わるデータの取扱いと相互に補完する形で推進すること。実証から本格実装へ移行する条件、責任主体及び継続的な運用方法を明確にすること。
- **現場と人材への投資：**生成 AI パイロット校やアドバイザー派遣等で得られた知見を検証し、全国の学校へ展開すること。教員研修を拡充し、児童生徒を AI の適切な使い手として育てる指導を支援するとともに、ICT 支援員をはじめとする DX・AX 人材の配置と予算措置を充実させる

こと。教員養成及び教員研修において、次期デジタル学習基盤の共通機能とトラスト要件を実践的に理解・活用できる機会を設けること。

3. 提言を実装につなげるための横断的取組

3 つの柱は、教育委員会・学校の調達・運用に反映され、現場で実装されて初めて政策効果につながる。標準や基盤の整備と併せて、次の取組を関係者が連携・協働して進めることを提言する。

- **調達支援と事前の情報提供：**教育委員会・学校が、各柱で示した標準、要件等に準拠した調達仕様を作成できるよう、モデル調達仕様書、チェックリスト等を整備し、調達前に必要な情報を提供すること。調達・導入時の負担を抑えながら、各柱で示した標準及び要件の実装を図ること。
- **先行事例の検証・展開：**各柱に関する国の実証事業、生成 AI パイロット校、先行自治体等の取組について、成果、成立条件及び課題を検証し、教育委員会・学校が調達・活用の判断に利用できる形で共有すること。
- **現場・利用者・関係主体との情報共有と対話：**関係省庁、教員研究会、教育委員会の協議会等の間で、制度、標準、支援策及び先行事例に関する双方向の情報共有を充実させること。併せて、児童生徒・保護者の視点、教職員及び自治体の実務、有識者の知見並びに EdTech スタートアップを含む事業者の技術的知見を、制度・実証・調達に反映するための継続的な対話の機会を設けること。5 団体も、多様な関係者との接点づくりと橋渡しに協力する。

4. むすび ― 教育の質と公平性を支える持続可能な基盤へ

第 2 期 GIGA による端末更新を、すべての児童生徒の学びの充実と教育機会の公平性につなげるためには、データ・ID・AI を安全かつ継続的に活用できる公共的な教育デジタル基盤を整備する必要がある。そのため、本提言の 3 つの柱と、その実装を支える横断的取組について、令和 9 年度概算要求に計上された関連施策の着実な推進とともに、中長期的な取組を支える安定的かつ継続的な予算措置が重要である。特に、中小規模自治体を含むすべての地域で必要な基盤と支援を利用できるよう、共同利用・共同調達を含む国の支援を充実させる必要がある。

本提言の 3 つの柱について、実施工程、関係主体の役割及び評価指標を整理し、予算編成や次期デジタル学習基盤の検討と連動させ、段階的に推進することを提言する。評価に当たっては、整備したシステムや標準の数だけでなく、学びの継続性、教育機会の公平性、教職員の負担軽減、児童生徒のプライバシー及び自治体における持続可能性を重視すること。5 団体連携協議会は、教育現場、自治体、研究者及び事業者等の知見を結ぶとともに、関係省庁との継続的な対話を通じて、制度及び標準の検討、実証、普及並びに人材育成に協力する。

別紙 1：海外との比較

国内の課題、制度及び運用条件に照らして検討するための参考情報として整理したものである。

国・地域	取組	示唆
シンガポール	教育省の学習基盤 SLS（2018 年から全国の学校向けに展開）。学習リソース、外部ツール及び AI 機能を提供	公的な中核プラットフォームを継続的に改善し、学習リソース・外部ツール・AI 機能を提供
英国（イングランド）	イングランド教育省が、学校・地方自治体が用いる共通データ項目の定義を CBDS として提供・更新。School Census の提出データは校務情報システム等の日常データから生成し、確認・承認後に提出	データ標準の国家的維持体制と、重複入力・集計負担の軽減
米国	任意採用の共通データ要素、語彙、定義及びデータモデルを提供する CEDS。相互運用性は 1EdTech 等の技術標準が支援	語彙、定義及びデータ要素を共通化するための参照情報として、継続的に整備・更新
韓国・アジア	アジアの EdTech 企業・関係団体の交流・協力を目的とする AES Global において、国際会合、表彰、ビジネスマッチング等を実施。日本でも会合・表彰等を開催	EdTech を成長産業として位置付け、国際的な対話・連携を推進
日本（現状）	1 人 1 台端末環境の整備が進展。アプリケーション・サービスごとに ID・識別子が存在し、組織・システムを越えた照合・連携の仕組みは未確立。氏名の文字表記にもシステム間の差がある。AI 対話ログの取扱いに関する共通の考え方は未確立	ハードの次は、データ・ID・AI の中核整備が課題

別紙 1 の出典（2026 年 10 月 9 日閲覧）

・シンガポール：Ministry of Education, Singapore, “Student Learning Space (SLS)”, https://www.moe.gov.sg/education-in-sg/student-learning-space

・英国（イングランド）：Department for Education, “Common basic data set (CBDS)”, https://www.gov.uk/government/collections/common-basic-data-set；“School census 2026 to 2027: technical information”, https://www.gov.uk/government/publications/school-census-2026-to-2027-technical-information

・米国：Common Education Data Standards (CEDS), https://ceds.ed.gov/；1EdTech Consortium, “1EdTech Interoperability Standards”, https://www.1edtech.org/specifications

・韓国・アジア：AES Global, https://www.aesglobal.org/

別紙２：教育分野における氏名等の表記・連携に関する論点整理

学校における児童生徒の氏名等の取扱いについては、指導要録の学籍に関する記録が原則として学齢簿の記載に基づく一方、GIGA 端末や Web サービス等では、安定して表示・入力・連携できる文字を用いる必要がある。本別紙は、行政記録上の氏名情報の保持と教育環境における相互運用性を両立するため、国と関係者が共通して検討すべき事項を整理するものである。

（参考）対象とする情報の範囲と前提

- **対象とする学籍情報：**本別紙 2 では、指導要録の学籍に関する記録のうち、児童生徒の氏名、フリガナ、現住所、性別及び生年月日並びに保護者の氏名、フリガナ及び現住所を主な対象とする。このうち、文字セット、フォント及び文字変換の検討対象となるのは、主として氏名、フリガナ及び現住所である。性別及び生年月日は学籍情報として対象に含まれるが、コード又は日付として管理されるため、文字セット上の課題とは分けて整理する。
- **小・中学校等における前提：**小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部等では、指導要録の学籍に関する記録は、原則として学齢簿の記載に基づく。標準準拠した学齢簿編製等システムが保持する児童生徒及び保護者の氏名・住所等には行政事務標準文字が用いられるため、これらの情報を校務支援システムへ連携する際には、行政事務標準文字を取り扱う必要が生じる。
- **校務支援システムへの適用関係：**校務支援システムは、地方公共団体情報システムの標準化対象事務に係る標準準拠システムではない。このため、小・中学校等の校務支援システムが、学齢簿から受け取った行政事務標準文字をそのまま保持するのか、JIS X 0213:2012 による表記へ代替して保持するのか、又は両方を対応付けて保持するのかについては、教育分野の要件として別途整理する必要がある。
- **高等学校の生徒に関する前提：**高等学校の指導要録にも、生徒及び保護者の氏名・フリガナ・現住所等を記載するが、その記録は学齢簿に基づくものではない。このため、学齢簿標準準拠システムを起点とする行政事務標準文字の適用関係は、高等学校には直接及ばない。高等学校の生徒氏名等については、学校又は校務支援システムごとの文字運用が残っており、一般的な文字集合で表現できない氏名を独自外字で管理している場合がある。
- **教職員に関する前提：**校務支援システムで管理する校長、学級担任その他の教職員の氏名は、学齢簿を情報源とするものではなく、学齢簿編製等システムに適用される行政事務標準文字の対象には直接含まれない。教職員氏名については、人事・給与システム等の情報源、都道府県費負担教職員と市区町村職員の違い、学校間異動及び校務支援システムとの連携を踏まえ、別途、文字の保持・表示・連携ルールを定める必要がある。
- **本別紙における検討範囲：**本別紙 2 では、小・中学校等の児童生徒及び保護者の氏名・住所等を中心的な検討対象とする。その上で、高等学校の生徒及び教職員についても、教育分野全体の相互運用性を確保するために残る検討課題として取り扱う。

1. 現状と問題の所在

- **制度上の前提：**デジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.2 版】」（2.3 文字要件）は、標準準拠システムが保持する氏名等の文字セットを行政事務標

準文字とし、標準準拠システム間の連携にも同文字を用いること、スマートフォン又は統一的な文字連携規定がない外部システムとの連携には JIS X 0213:2012 を用いること等を定めている。また、行政事務標準文字から JIS X 0213:2012 への代替マップはデジタル庁が整備・運用するとしている。学齢簿編製等は標準化対象事務に含まれるため、その標準準拠システムもこの文字要件の対象となる。

- **学校実務上の論点：**指導要録の学籍に関する記録は原則として学齢簿の記載に基づく一方、氏名の字体・字形をどの範囲まで同一に扱うかについては、学校・設置者や文書の用途に応じた運用が行われている。一般的な文字集合で表現しにくい氏名について、校務支援システムごとや自治体ごとに外字を作成してきた例もある。
- **生じ得る課題：**学齢簿、指導要録、校務支援システム、学習系システムで扱える文字が揃っていない場合、端末で氏名が期待した字体・字形で表示されない、データ授受の際に文字化けや置換が生じる、転校・進学時に個別対応が必要になる等の問題が生じ得る。保護者連絡アプリや Web 出願等との名簿連携でも、入力・表示可能な文字の差により、氏名表記の確認や個別対応が必要となる場合がある。
- **技術面の課題：**行政事務標準文字が、Windows、ChromeOS、iOS 等の端末、Web ブラウザ、クラウドサービスを含む教育環境のすべてで、同じように入力・表示・印刷・連携できるとは限らない。行政事務標準文字から JIS X 0213:2012 への変換にはデジタル庁の代替マップを利用できるが、近似文字への変換等により字体・字形情報が失われ、変換後の文字から元の文字を一意に復元できない場合がある。このため、文字セットだけでなく、フォント、変換方法、確認手順、データ連携まで含めた技術的・運用的な検証が必要である。
- **検討の焦点：**行政事務標準文字及び文字要件に関する既存の検討を前提に、教育分野における適用範囲、データの保持方法、変換・確認の責任分担及び移行方法を、児童生徒及び教職員への影響、学校・自治体の実務並びに技術的・運用的な実現可能性を踏まえて一体的に整理する必要がある。

2. 制度上の整理と教育分野で残る検討事項

観点	制度上の整理	教育分野で検討すべき事項
基本的な考え方	標準準拠システムの氏名等には行政事務標準文字を用い、スマートフォン等との連携には JIS X 0213:2012 を用いる。	学齢簿、校務支援、学習系サービス等の用途に応じ、保持する氏名情報と表示に用いる表記を整理する。
重視する点	行政事務標準文字と JIS X 0213:2012 の代替マップを用いた連携。	GIGA 端末、Web サービス等での表示・入力・データ連携の安定性と、行政記録上の氏名情報との対応関係。
主な課題	近似文字への代替等により失われる字形情報と、元の文字へ一意に復元できない場合の取扱い。	用途別の表記、変換主体、確認手順、本人・保護者への説明及び移行ルール。
位置付け	現行の行政分野の文字要件。	行政分野の整理を教育分野のシステム・業務へ適用するための検討事項。

現行の文字要件を教育分野へ適用するに当たり、次の状態を実現するための具体的な要件を定める必要がある。

- 各現場で個別の外字を作成し続ける運用を解消すること。
- 行政記録上必要な氏名情報を適切に保持しつつ、学校運営、GIGA 端末及び Web サービス等で安定した表示とデータ連携を可能にすること。
- 児童生徒を識別・照合するための識別子及び既存 ID 間の対応関係を用いて、行政記録上の氏名情報と表示表記の対応関係を共通のルールで維持できること。

3. 早期に行うべきこと

1. **氏名情報の役割分担：**行政記録上の氏名情報と、学校・学習環境で利用する表示表記を役割に応じて分け、児童生徒を識別・照合するための識別子及び既存 ID 間の対応関係によって、両者を適切に対応付けるデータモデルを定めること。
2. **行政記録上の氏名等情報の保持：**学齢簿等との対応に必要な氏名等情報は、必要なシステムにおいて利用目的、アクセス権限及び保存期間を明確にして保持し、学校等で用いる表示表記によって上書きしないこと。必要な場合に情報源となる表記を確認できることを原則とすること。
3. **相互運用可能な表示表記：**学校、GIGA 端末、Web サービス、学習 e ポータル等では、特定の OS、端末、ベンダー、独自フォントに過度に依存せず、安定して入力・表示・印刷・連携できる表示表記を利用可能にすること。JIS X 0213:2012 を用いる範囲と、行政事務標準文字との対応付け及び実現性を検証すること。
4. **対応付けと確認のルール：**近似文字への代替等により字形情報が失われる場合や、既存外字を行政事務標準文字に同定する際に確認を要する場合に備え、自動変換の範囲、注意喚起、人による確認、必要に応じた本人・保護者への確認等の手順を定めること。対応根拠、使用した同定・代替データの版及び失われる字形情報も必要に応じて記録すること。
5. **代替（変換）の実施主体と連携時の原則：**表示表記への代替について、情報源となるシステム、連携基盤又は受領側システムのどこで実施するかを整理し、変換結果の不一致が生じないよう、変換主体、使用する代替マップの版、確認手順及び責任分担を定めること。データ連携では、利用目的に応じて必要となる氏名情報及び対応情報を明確にすること。
6. **用途別の表記ルール：**日常画面、名簿、指導要録、通知表、在学・卒業証明書等について、行政記録上の氏名情報と表示表記のどちらを用いるか、又は併記するかを用途ごとに整理し、必要に応じて本人・保護者への説明方法を定めること。
7. **識別子・データ標準への反映：**児童生徒を識別・照合するための識別子、既存 ID 間の対応関係、行政記録上の氏名情報、表示表記及び両者の対応情報を、教育データ標準、相互運用標準モデル、校務支援システム等のデータ仕様に位置付け、転校・進学・本人へのデータ還元の際にも必要な情報を引き継げるようにすること。
8. **既存外字からの移行**：既存の校務支援システムに蓄積された外字について、データ変換、確認、経過措置を含む移行計画を策定し、次期校務支援システムやデジタル学習基盤の更改時期と整合させること。

9. **検討体制と期限：**行政事務標準文字及び文字要件に関する既存の検討に、文部科学省、自治体、教育委員会、校務支援・学習系事業者、文字情報・標準化の専門家等が継続的に参加できる枠組みを明確にし、教育分野への適用範囲、データ仕様、運用ルール、実証、移行の工程及び期限を示すこと。

4. 5 団体として求める対応

5 団体は、①個別外字への依存の解消、②行政記録上必要な氏名情報の適切な保持、③学校、GIGA 端末及び Web サービス等で相互運用可能な表示表記の利用、④識別子及び既存 ID 間の対応関係を用いた氏名情報の対応付けを、教育分野における共通要件として早期に整理・明確化することを提案する。これは特定の文字集合や ID 方式の採否を先取りするものではなく、いずれの方式にも必要となるデータ仕様、運用ルール及び移行計画の整備を趣旨とするものである。関係省庁が連携し、既存の検討に教育分野の関係者が参加できる枠組みが充実することを期待する。5 団体も、その具体化に協力する。

※検討経緯・参考資料：本提言の検討に当たっては、教育 DX 5 団体連携協議会（2026 年 7 月 14 日）における各団体からの報告及び「AI 時代の教育デジタル基盤に関するラウンドテーブル」（2026 年 8 月 26 日）における関係者へのヒアリングを参考とした。令和 9 年度概算要求に関する記載は、文部科学省「令和 9 年度概算要求（初等中等教育局）」（2026 年 8 月公表・P.17「学校現場における安全かつ主体的な AI 活用環境整備」）による。「AI for Education」の 4 つの方向性は、自民党デジタル社会推進本部 AI・Web3.0 小委員会第 15 回（2026 年 4 月 9 日）への文部科学省提出資料「教育分野における AI 関係の取組について」（塩崎彰久衆議院議員の公開記録）による。別紙 2 の行政側文字要件は、デジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.2 版】」2.3 文字要件及び「地方公共団体情報システムにおける文字の標準化」による。指導要録の学籍に関する記録については、文部科学省「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の別紙 1 等による。

本提言を行なう団体

一般社団法人 ICT CONNECT 21（ICON）

https://ictconnect21.jp/

一般社団法人 ICT CONNECT 21（ICON、通称アイコン）は、情報通信技術を活用して教育をより良くして行こうという意志を持つさまざまなステークホルダーが集まるオープンな場を提供するとともに、格差なく誰でもいつでもどこでも生涯を通じて学べる学習環境作りに取り組み、教育の情報化の一層の進展に寄与し、社会の発展に貢献することを目的として活動している団体です。

団体、企業、教育委員会、小中高等学校、大学、研究者、先生など 500 を超える多種多様な会員で構成されています。GIGA スクール構想推進委員会、技術標準と普及推進のワーキンググループなど、会員が集まってテーマに沿って活動を行うほか、水曜サロンやさまざまな手段による情報発信など、多彩な活動を行っています。

一般社団法人 日本オンライン教育産業協会（JOTEA）

https://www.jotea.org/

一般社団法人日本オンライン教育産業協会（JOTEA）は、オンライン教育産業の健全な発展を通じた学びのエコシステムを創造することを目的として、2012 年 9 月に設立された一般社団法人です。

主催する「オンラインラーニングフォーラム」は、オンライン教育を活用した人材教育、組織戦略の現状と未来を語り合う専門フォーラムとして 20 年以上にわたり開催されています。日本全国、海外からも寄せられる革新的な技術やコンテンツ、e ラーニング活用事例の応募作品を日本 e-Learning 大賞、経済産業大臣賞、総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞の各大臣賞等の授賞式に加え、ASIA EDTECH SUMMIT や日本 IMS 大賞授賞式、アジア MOOC 国際会議を併設し、数多くのオンライン教育に関する講演を発信しています。

一般社団法人 日本教育情報化振興会（JAPET&CEC）

https://www.japet.or.jp/

一般社団法人日本教育情報化振興会（JAPET&CEC）は、40 年以上にわたり、よりよい教育の実現のために、教育の情報化を推進してきた団体です。1982 年に日本教育工学振興会として設立され、国や地方自治体への政策提案や、公的な情報化事業の受託、教育関連の民間事業者における標準化の推進などを行い、日本の教育の情報化を推し進めてきました。会員企業は、情報関連機器・ソフトウェア・サービスなどの企業、各種教育コンテンツ制作・販売を行う企業などが中心となっています。

全国の会員企業へは、国の施策動向や制度などについての情報提供や調査研究の成果を提供する一方、全国の教育現場に対しては、有識者を招いてのセミナーの実施、啓発資料の提供などを推進しています。

一般社団法人 日本 1EdTech 協会

https://www.1edtechjapan.org/

日本 1EdTech 協会は、「公正に個別最適化された学び」の実現のため、わが国を中心に 1EdTech 技術標準の普及推進を行う一般社団法人です。国際標準化団体 1EdTech Consortium Inc.（旧 IMS Global Learning Consortium）に参加する日本の大学や企業が中心となって 2016 年に設立されました。

1EdTech が開発公開している 20 を超える技術標準は、学習管理システム（LMS）ばかりでなく教務（校務）システム、試験システム、デジタルクレデンシャルシステム、カリキュラム・シラバス管理システムなどさまざまな教育情報システムをカバーし、システム間の相互運用性を高めています。

一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）

https://www.applic.or.jp/

一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）は、地域情報化を推進するために必要な調査・研究、情報の収集・提供、人材の養成等を行い、地域における情報通信の高度化及び地域情報化の健全な発展に寄与することを目的に活動しており、団体・企業・個人からなる 900 を超える会員で構成されています。

活動の一環として、地方公共団体の情報システムの抜本的改革や住民サービスの向上を実現するための公共サービス連携基盤の標準仕様（地域情報プラットフォーム）の策定・普及を推進しています。

教育分野については、標準推進委員会の中に教育・校務ワーキンググループを結成しており、自治体（教育委員会）とベンダー企業を中心に 50 団体が参加しています。文部科学省および関係省庁にオブザーバー参加をいただいており、国と地方自治体、研究機関、ベンダーのワーキンググループとして校務支援システムを中心とした DX 推進をテーマとして活動しています。

以上